

平成29年12月

お客様各位

瀧野川信用金庫

預金口座付番に向けた個人番号の利用目的変更について

瀧野川信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更いたします。なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成30年1月1日からとなります。

個人番号の利用目的（変更後）

※下線部が変更（追加）となります。

追加する個人番号の利用目的は、平成30年1月1日より以前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため
- ⑦行政機関等に対する取次ぎ時の確認事務のため

なお、例外として以下の場合には、上記目的を超えて個人番号を利用させていただくことがあります。

- ・激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合